

選択的夫婦別姓制度についての議論を求める意見書

現行の民法のもとでは、婚姻に際して、夫婦のいずれか一方が、姓を改めることとされている。これに対し、希望すれば婚姻後も夫婦がそれぞれ婚姻前の姓を称することができる選択的夫婦別姓制度の導入を望む声がある。

選択的夫婦別姓制度の導入については、家族のあり方に深くかかわる問題であるため、国において対応を検討している状況が続いており、平成 27 年の最高裁判決においても、「夫婦同氏制の採用については、嫡出子の仕組みなどの婚姻制度や氏の在り方に対する社会の受け止め方に依拠するところが少なくなく、この点の状況に関する判断を含め、この種の制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と付言されている。しかし、現在のところ、国会での審議には至っていない。

一方、平成 30 年 2 月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」においては、選択的夫婦別姓の導入に 4 割が賛成、5 割が反対しており、反対の中にも、旧姓を通称として使用できるよう法律を改めてもかまわないという意見があるなど、国民の間にもさまざまな意見が存在している。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度について、国民の間にさまざまな意見があることを踏まえ、戸籍制度等の社会的な影響範囲も含めて深く慎重に議論するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 2 4 日

一 宮 市 議 会

提出先

内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（男女共同参画） 衆議院議長 参議院議長